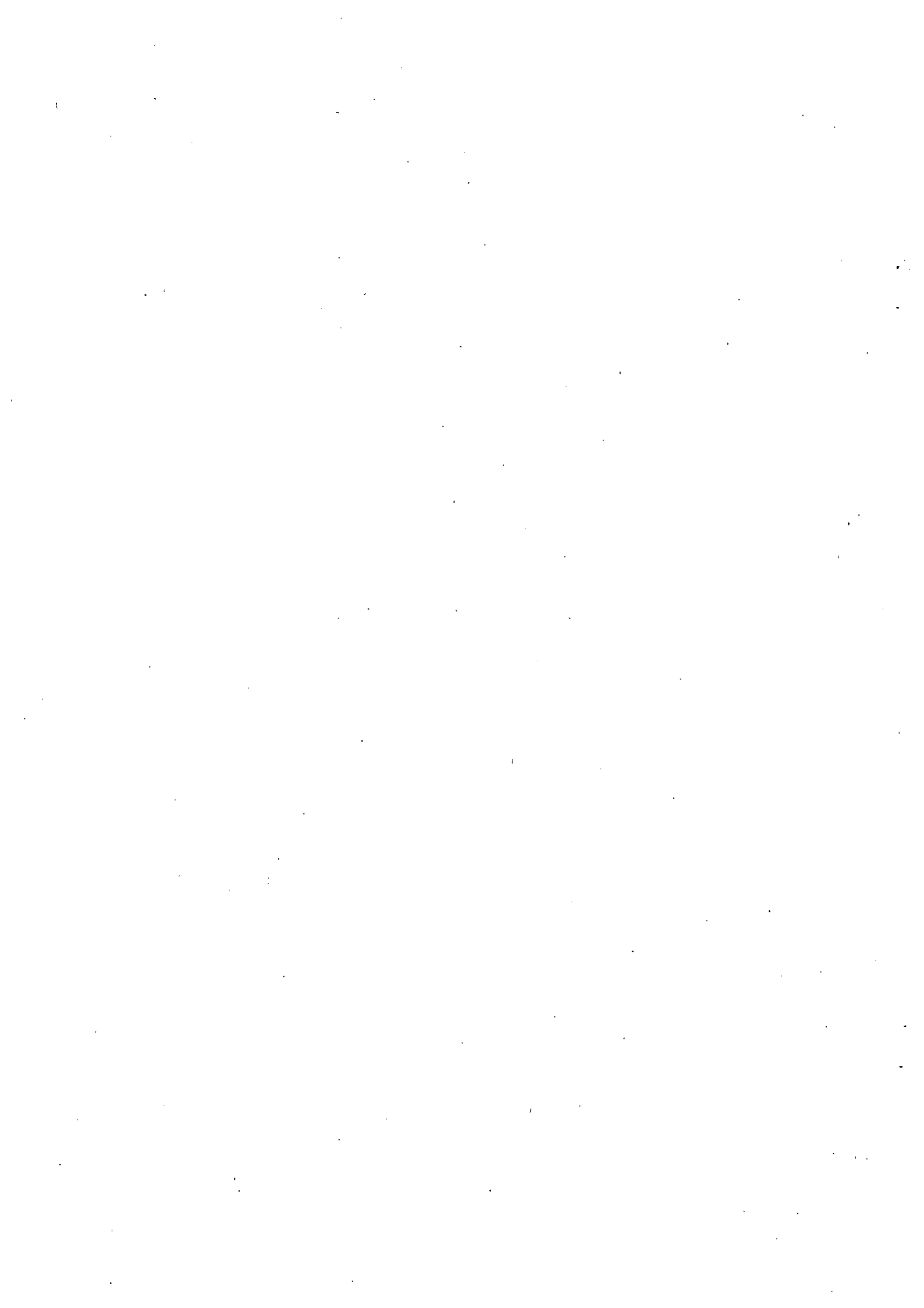


地域振興県土警察常任委員会資料

(平成30年12月17日)

- 1 平成30年発生災害に係る災害査定結果の報告について(県土整備部関連)
【技術企画課】……別冊
- 2 山陰近畿自動車道(南北線)に係る中国地方小委員会の審議について
【道路企画課】……1ページ
- 3 大雪時の道路交通の確保に向けた取組(チェーン規制の検討状況)について
【道路企画課】……3ページ
- 4 平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会報告書のとりまとめについて
【河川課】……別冊
- 5 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【技術企画課、治山砂防課】……5ページ

県土整備部



山陰近畿自動車道(南北線)に係る中国地方小委員会の審議について

平成30年12月17日
道路企画課

11月29日(木)に社会資本整備審議会 道路分科会 中国地方小委員会が開催され、山陰近畿自動車道(鳥取～福部間(通称:南北線))について第2回目の計画段階評価の審議が行われましたので、その概要について報告します。

1 中国地方小委員会の概要

社会資本整備審議会 道路分科会 中国地方小委員会

- ・日 時：平成30年11月29日(木) 午後2時30分～
- ・場 所：中国地方整備局建政部 3階 第1、第2会議室
- ・出席者：藤原章正委員長(広島大学大学院教授)ほか委員5名

2 住民等意見聴取の結果について

本年5月から行われた住民意見聴取の結果が事務局から報告されました。

<報告された主な住民意見>

- ・南隈交差点の渋滞がひどく、国道9号～29号のアクセスの支障となっている。
- ・県外ナンバーの大型トラックなどの通過車両が、渋滞や危険の原因になっていると思う。
- ・南北線が整備されないと、ここにつながるバイパスや高速道の整備効果を発揮できない。
- ・空港・港湾・観光地などの主要拠点を連絡する新たな道路整備により、生活交通と通過交通を分離し、市内の渋滞緩和や安全性向上を図るべきである。
- ・既存道路との接続部が渋滞しないような配慮が必要である。
- ・住宅への影響に配慮し、なるべく街中を通さないようにしてほしい。
- ・いかにICから降りてもらおうか、鳥取市内に立ち寄ってもらえるかを考えないといけない。

3 ルート帯案の検討について

事務局からのルート帯案(3案)の提案に対し、以下の意見が委員から示され、比較案として承認されました。

<提案されたルート帯案の概要>

	ルート案	事業費	メリット	デメリット
案1	全線バイパス案 (中央病院、イオン北側)	約600～ 650億円	29号の混雑が緩和 空港・港湾との連携	事業費・管理費大
案2	部分バイパス+ 現道(9号)立体化案	約500～ 550億円	29号の混雑が緩和	工事による交通影響大 事業期間長期化
案3	部分バイパス+ 現道(環状道路)活用案	約280～ 330億円	現道活用により事業費小	29号渋滞解消影響小 物流拠点への効果小 千代川氾濫時に冠水

<委員からの主な意見>

- ・ルート帯案は、まちづくりの方向性によって評価が変わる。各案とまちづくりとの関係性を工夫して示す必要がある。この道路をどういう使い方をするのか、きちんと議論した方がいい。
- ・案3は、駅やバスターミナルを拠点に考えれば優位だが、物流を考えれば案1・2が優位となる。
- ・案1・2は巨大な建造物で景観への影響や地域の分断がある。議論の際に、きちんと情報を伝えること。

4 今後の進め方について

今後、委員からの意見を反映し、今回提案されたルート帯3案に対して、第2回目のアンケート調査、オープンハウス、ワークショップ等を通じて住民意見聴取が実施されることとなりました。

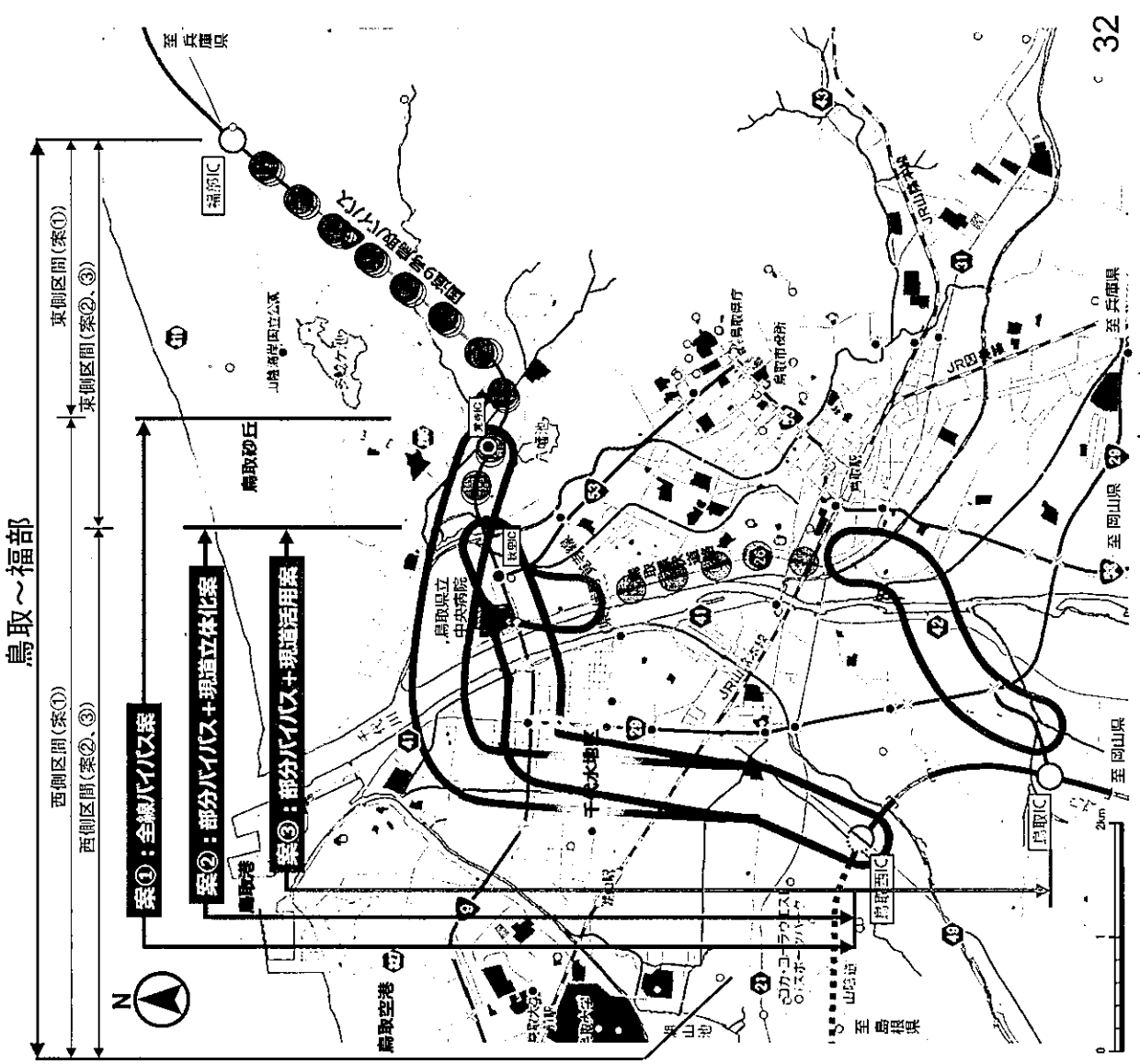
<次回住民意見聴取に向けた今後の対応>

- ・各案の道路が持つ機能を分かりやすく示す。
- ・各案の景観に与える影響についても明快に説明する。
- ・まちづくりの方向性にも影響を与えることから、各案の道路と拠点施設との位置関係についても分かりやすく示す。

4-3. ルート帯案の概要 (複数ルート帯案の検討)

4. 対応方針 (原案) の検討

○東側区間は、アクセスコントロールされた国道9号鳥取バイパスを活用する。
 ○西側区間は、既成市街地への影響を最小限に抑えながら、政策目標の達成を考慮し、以下の対策案を検討する。



【案①】
 市街地を回避し、主要拠点へのアクセス性に優れる **全線バイパス案**
 ○ : ルート帯(案) ⊙ ⊙ ⊙ : 現道活用区間(案)

【案②】
 市街地を回避しつつ、整備区間を極力最短で結ぶ **部分バイパス+現道立体化案**
 ○ : ルート帯(案) ⊙ ⊙ ⊙ : 現道活用区間(案)

【案③】
 走行性の高い既存道路を活用する **部分バイパス+現道活用案**
 ○ : ルート帯(案) ⊙ ⊙ ⊙ : 現道活用区間(案)

凡例 (交通課題箇所)		凡例	
●	主要交通箇所	○	役所・支所、官公施設
○	主要渋滞区間	●	学校
○	高齢者・障害者の多い箇所	●	医療機関
○		○	人口集中地区 (H27)
○		●	遺跡・文化財
○		●	神社仏閣・宗教関連施設
○		○	広域防災拠点
○		○	海岸・公園
○		○	河川・池
○		○	物流拠点
○		○	交通拠点 (空港・港湾)
○		○	主要観光拠点
○		○	高次医療施設

凡例 (交通課題箇所)		凡例	
●	主要交通箇所	○	高規格幹線道路
○	主要渋滞区間	○	国道
○	高齢者・障害者の多い箇所	○	主要地方道
○		○	一般県道
○		○	その他道路
○		○	鉄道

※ルート帯(幅500m)に含まれるコントロールポイントは詳細ルート帯の検討時に配慮する

大雪時の道路交通の確保に向けた取組(チェーン規制の検討状況)について

平成30年12月17日
道路企画課

12月10日に国土交通省から、平成30年度のチェーン規制区間として米子自動車道の湯原IC～江府IC間(延長34km)を含む全国13区間について、国土交通省と警察において現在調整が行われていることが公表されました。

1 チェーン規制の概要(国土交通省の報道資料より)

項目	内容
対象区間	勾配の大きい峠部でこれまでに大規模な立ち往生などが発生した区間
規制の時期	大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時 ※具体的な開始時期は改めてお知らせ
規制実施に当たっての事前周知	大雪が予想される2～3日前より通行止め実施の可能性がある旨について事前広報を行い、不要不急の外出を控えることや広域迂回、並びに物流車両の運行計画の見直しなどについて、地域住民や道路利用者に周知する。

2 今後の対応

米子自動車道の湯原IC～江府IC間が規制区間の対象となったことから、チェーン規制区間の実施に当たっての具体的なドライバーへの周知方法や、規制の実施手順について、関係機関と連携して円滑な規制を実施する必要があるため、国・NEXCO・県等の関係者による対策会議の開催に向けて調整中です。

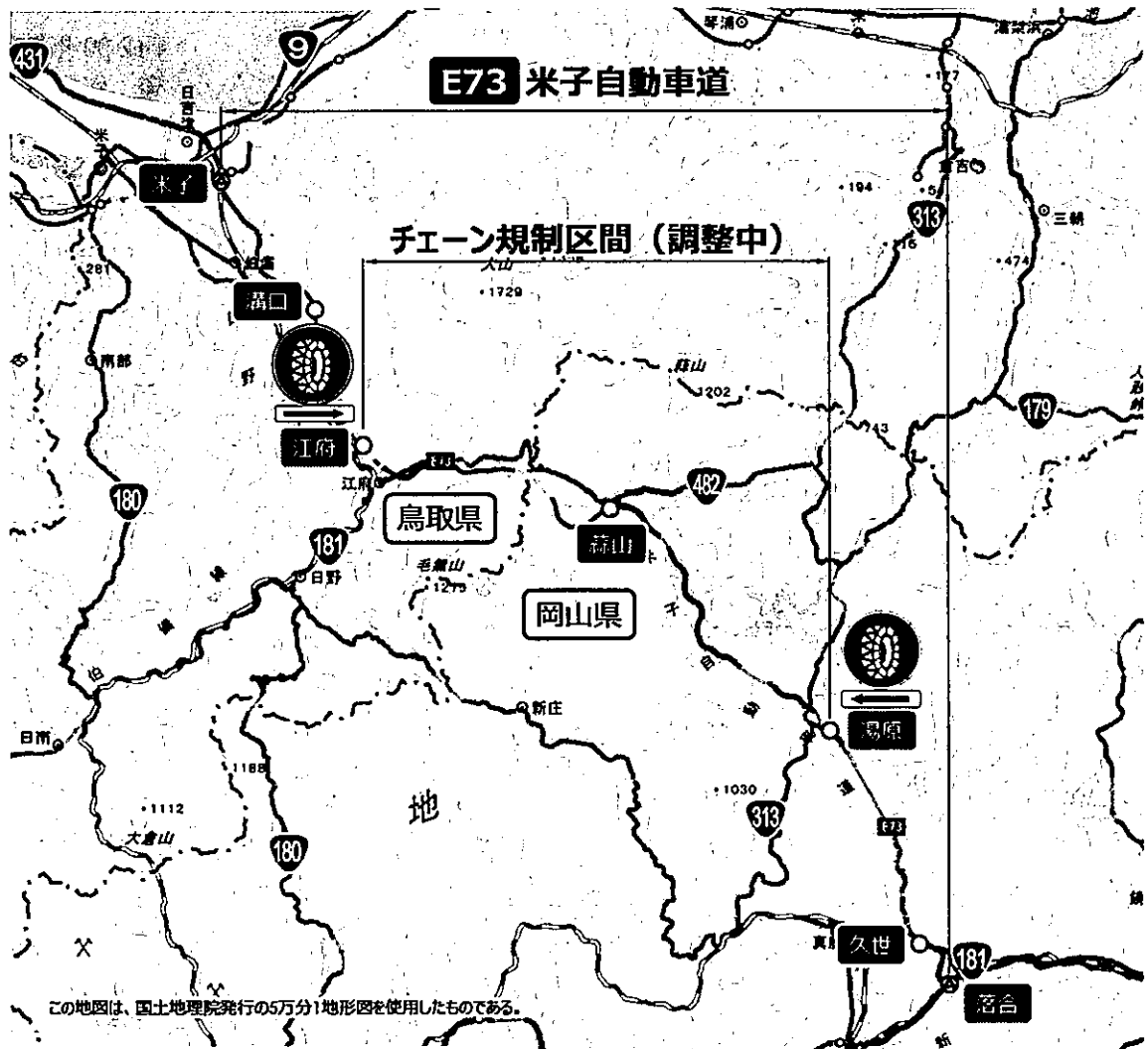
(想定される周知方法)

段階	想定される周知方法	想定される周知内容
【第1段階】 県内のチェーン規制区間が公表された段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページ(県・国・NEXCO)への掲載 ○ チラシの配布 ○ 新聞・ラジオでの広報 ○ トラック協会などの関係団体への通知 ○ 道の駅の道路情報コーナーでの広報 ○ 周辺高速道路のサービスエリアでの広報 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制区間やチェーン脱着場の位置 ○ 違反者には罰則が科される場合があること ○ 実際の規制に当たっては、あんしんトリピーメール等によりリアルタイムの情報発信を行うこと
【第2段階】 チェーン規制を実施する段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺道路の道路情報表示板への表示 ○ あんしんトリピーメールの配信 ○ (公財)日本道路交通情報センターの道路情報 ○ テレビ画面へのテロップ挿入 ○ SNS(防災アプリ・ツイッターなど) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制開始・解除の予告・実施 ○ 指定区間やチェーン脱着場の位置 ○ チェーン装着の指示 ○ 広域迂回路の案内 ○ 不要不急の外出を控えること

<参考>今回公表された区間

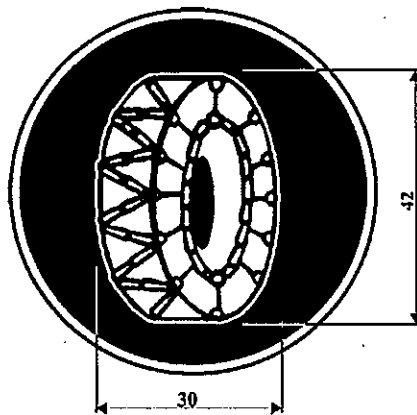
	都道府県	路線番号	道路名	区間	延長(km)
直轄国道	山形県	112	月山道路	西川町志津～鶴岡市上名川	27
	山梨県・静岡県	138	山中湖・須走	山梨県山中湖村平野～静岡県小山町須走字御登口	9
	新潟県	7	大須戸～上大鳥	村上市大須戸～村上市上大鳥	16
	福井県	8	石川県境～坂井市	あわら市熊坂～あわら市笹岡	4
	広島県・島根県	54	赤名峠	広島県三次市布野町上布野～島根県飯南町上赤名	12
	愛媛県	56	鳥坂峠	西予市宇和町～大洲市松尾	7
高速道路	新潟県・長野県	E18	上信越	信濃町IC～新井PA	25
	山梨県	E20	中央道	須玉IC～長坂IC	9
	長野県	E19	中央道	飯田山本IC～園原IC	10
	石川県・福井県	E8	北陸道	丸岡IC～加賀IC	18
	福井県・滋賀県	E8	北陸道	木之本IC～今庄IC	45
	岡山県・鳥取県	E73	米子道	湯原IC～江府IC	34
	広島県・島根県	E74	浜田道	大朝IC～旭IC	27

<参考>位置図



<参考>「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識

タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する意味を表示する規制標識が新設される予定です。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」(310-3)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【新規分】		農土整備部					
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
技術企画課 〔八頭農土整備 事務所〕	国道373号道路災害復 旧工事(30年災241号)	八頭郡 智頭町 智頭	株式会社谷口工務店 代表取締役 谷口 洋一	151,956,000円 (予定価格) 165,085,560円	平成30年11月9日 ~ 平成31年12月4日	平成30年11月9日	制限付 一般競争入札 (11社)
技術企画課 〔八頭農土整備 事務所〕	県道津山智頭八東線外 災害復旧工事(30年災1 26号、127号、264号、 266号及び267号)	八頭郡 智頭町 芦津外	未来建設株式会社 代表取締役 高垣 義人	147,960,000円 (予定価格) 149,025,960円	平成30年11月19日 ~ 平成31年12月6日	平成30年11月19日	制限付 一般競争入札 (2社)
技術企画課 〔八頭農土整備 事務所〕	八東川災害復旧工事(30 年災33号及び36号)	八頭郡 八頭町 日田外	株式会社竹内組 代表取締役 竹内 秀彦	176,364,000円 (予定価格) 191,673,000円	平成30年11月19日 ~ 平成31年12月23日	平成30年11月19日	制限付 一般競争入札 (7社)
技術企画課 〔八頭農土整備 事務所〕	赤波川外災害復旧工事 (30年災129号、130 号、131号、132号及び 278号)	八頭郡 智頭町 板井原	株式会社谷口工務店 代表取締役 谷口 洋一	158,760,000円 (予定価格) 171,772,920円	平成30年11月21日 ~ 平成31年12月17日	平成30年11月21日	制限付 一般競争入札 (4社)
技術企画課 〔八頭農土整備 事務所〕	千代川災害復旧工事(30 年災95号)	八頭郡 智頭町 市瀬	こおげ建設株式会社 代表取締役 山根 敏樹	118,260,000円 (予定価格) 126,651,600円	平成30年11月22日 ~ 平成31年12月4日	平成30年11月22日	制限付 一般競争入札 (7社)
技術企画課 〔八頭農土整備 事務所〕	八東川災害復旧工事(30 年災46号、48号、49号 及び50号)	八頭郡 若桜町 若桜外	中一建設株式会社 代表取締役 中尾 仁	147,420,000円 (予定価格) 158,326,920円	平成30年11月26日 ~ 平成31年12月18日	平成30年11月26日	制限付 一般競争入札 (1社)
技術企画課 〔八頭農土整備 事務所〕	八東川災害復旧工事(30 年災34号及び35号)	八頭郡 八頭町 用品	中一建設株式会社 代表取締役 中尾 仁	95,796,000円 (予定価格) 104,474,880円	平成30年11月26日 ~ 平成31年11月28日	平成30年11月26日	制限付 一般競争入札 (3社)

果土整備部							
【新規分】 技術企画課 〔八頭果土整備事務所〕	白坪川外災普復旧工事 (30年災137号、138号、189号、190号、259号及び268号)	八頭郡 智頭町 西谷	有限会社徳吉建設 代表取締役 八田 富士夫	135,756,000円 (予定価格) 139,224,960円	平成30年11月29日 ~ 平成31年12月12日	平成30年11月29日	制限付 一般競争入札 (3社)
	治山砂防課 はわい長瀬地区林地荒廃防止 施設災害普復旧工事 (30年災第1号)(1工区)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	はわい長瀬地区林地荒廃防止 施設災害普復旧工事(30年災第 1号)(1工区)井中組・オグラ 建設特定建設工事共同企業 体 代表者 株式会社井中組 代表取締役 井中 神二	223,128,000円 (予定価格) 247,872,960円	平成31年 2月 8日 ~ 平成32年 2月 2日	平成30年11月2日	制限付 一般競争入札 (2社)

果土整備部							
【変更分】	治山砂防課 (西郡総合事務所 米子果土整備局)	工 事 名 佐陀川砂防堰堤工事(2 工区)(交付金)(経済対 策)	工 事 場 所 西伯郡 伯耆町 丸山	契 約 の 相 手 方 松越建設株式会社 代表取締役 松越 秀志	契 約 金 額 (当初契約額) 92,016,000円	契 約 年 月 日 (当初契約年月日) 平成30年3月15日	変 更 理 由 -
					契 約 金 額 (第1回変更後契約額) 101,225,160円 (変更額) 9,209,160円	工 期 平成30年 3月16日 ~ 平成30年10月29日 (変更後工期) 平成30年11月30日	
					契 約 金 額 (第2回変更後契約額) 106,600,320円 (変更額) 5,375,160円	契 約 年 月 日 (第2回変更契約年月日) 平成30年11月26日	変 更 理 由 ・当初想定していた岩盤線と 現場の岩盤線に相違があり、 軟岩の掘削量が増加すること による工事費の増 ・台風24号の影響を受け、管 理用道路及び工事用仮設道 路が破損したため、復旧工事 を追加することによる工事費 の増 ・上記の復旧工事追加による 工期延長 ・砂防ソイルセメントに使用す る土砂の粒径処理を行った 結果、当初、粒径処理率(現 場発生土を利用できる量)を 100%と算入していたが、実 際は60%と粒径処理率が低 下したため、足りない40%を 確保する作業が追加になった ことによる工事費の増 ・今回の施工高はまで間詰め コンクリートを追加すること による工事費の増